

あま市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あま市創業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「創業」とは、事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始し、又は新たに法人を設立し、当該法人の事業を開始することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所等（事務所、店舗、工場その他の事業の用に供する拠点をいう。）を設置し、創業する個人又は法人
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項に規定する創業支援事業計画に基づき創業支援事業者が実施する創業支援セミナー、創業塾、経営指導等を受講し、市から受講を修了したことについての証明書の発行を受けた日から起算して1年を経過していない者
- (3) あま市商工会に加入した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (5) 市税の滞納がない者
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該補助金を申請する日の属する年度に当該年度分としてあま市商工会に支払った会費相当額とする。ただし、個人事業者にあつては12,000円を、法人事業者にあつては13,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あま市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにあま市創業支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付を請求しようとする者は、前項の規定による通知を受領後にあま市創業支援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。